

山口地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成17年7月6日(水)午後2時から午後4時まで
- 2 場所 山口地方裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員(敬称略)
 - 相本艶子(山口県消費生活センター所長)
 - 廣田 聡(山口地方裁判所所長)
 - 大田正之(山口市広報広聴課長)
 - 田川章次(弁護士)
 - 田中愛子(山口県立大学看護学部助教授)
 - 辻川 昭(山口地方裁判所判事)
 - 萩原幸弘(テレビ山口株式会社報道部長)
 - 永田信明(弁護士)
 - 三間地光宏(山口大学経済学部助教授)
 - なお、嶋田日出夫(山口経済同友会常任幹事)及び仁田良行(山口地方検察庁次席検事)は欠席
 - (2) オブザーバー
 - 民事首席書記官, 刑事首席書記官
 - (3) 事務担当者
 - 事務局長, 総務課長, 同課長補佐, 庶務係長
- 4 議事の概要
 - (1) 廣田山口地方裁判所長のあいさつ
 - (2) 裁判所の広報活動について
 - ・ 前回の委員会で意見のあった次の点について、事務局から進捗状況について説明があった。
 - ア 広報誌について
 - 創刊号の発行部数500部を、2号以降は3000部に増刷し、報道機関にも送付した。また、支部の紹介コーナーに所在地図を掲載した。
 - イ 裁判官の講師派遣
 - 県の消費生活センターが主催する「暮らしを考える一日教室」が、当庁大会議室において実施され、当庁の裁判官等が、簡易裁判所の手続や裁判員制度について解説した。
 - ウ ケーブルテレビについて
 - 山口ケーブルビジョン「ニュースえぶり・あい」で、裁判員制度をテーマに、当庁の裁判官がQ&A形式で解説した番組が放送された。
 - エ 支部における広報活動について
 - 岩国支部において、裁判所見学として、夏休みジュニアツアーの実施を計画中である。
 - ・ その他、裁判所で行った広報活動について、次のものについて事務局から説明が

あった。

カ 裁判所見学ツアー（今年の1月から毎月1回実施）

キ 模擬裁判（憲法週間行事として実施）

ク 裁判官等の出張講義（西京高校への出前講義を実施）

ケ 広報誌の発行（第3号まで発行済み）

コ キャッチコピー募集（職員からキャッチコピーを募集し、幟などに使用した。）

- ・ 裁判員制度広報の今後について、次のものについて事務局から説明があった。

サ 裁判員制度用広報グッズ

うちわ、ハンドタオル、マグネットシート、クリアファイル等

シ タウンミーティング（仮称）

ス 裁判員裁判の模擬裁判

セ 裁判員制度のシンボルマーク

- (3) 広報活動についての委員の意見

別紙のとおり

- (4) 委員の任期について

当委員会委員の任期満了に伴う今後の選任等の予定について質問があり、事務局から、推薦母体や委員本人に差し支えがなければ、現在の委員に再任をお願いする方向で手続を進める予定であるとの説明があった。

- (5) 次回の意見交換のテーマについて

今回は、裁判員制度の広報活動の在り方について取り上げることとなった。

- (6) 次回開催日の決定

平成18年1月末から2月上旬で調整することとされた。

- (7) その他

廣田委員から、次回までに、一般市民も参加した裁判員裁判の模擬裁判を実施することが予想されるが、その際には、各委員にも御協力いただきたい旨の説明があり、委員会において了承された。

(別紙)

委員の発言要旨等

裁判所の広報活動，特に見学ツアーについての意見

1 「暮らしを考える一日教室」を裁判所で実施したが，応募者の反応を見ると，国民の裁判所に対する関心は高いが，直接裁判所に問い合わせるなどすることには消極的で，国民にとって，裁判所の敷居は高いのだと感じた。

また，広報活動は，一般の幅広い層に呼びかけること，いろんな機関と一緒に取り組むことが必要と実感した。

2 テレビのニュースで，中学生が模擬裁判をやっているのを見たが，中高生を対象にして，組織的に見学ツアーを企画してはどうか。生徒を対象とすれば，先生も来るし，PTAや町内会へも波及効果が期待できる。一人では参加しにくいという意見があるが，PTAや町内会の団体に募集すれば参加しやすいのではないかと。

3 一人では行きにくいという点を解消する広報が重要である。例えば，小学生を対象にして，裁判所をテーマにした習字の展覧会を実施したりすれば，親も見に来るので，広報効果があると思う。

4 消費生活センターでも出前講義に行っているが，直接学校に行き行って宣伝することは効果があると実感した。

5 裁判所の敷居が高いというが，裁判所だからというより，自分から電話して，ということに勇気がいると思う。裁判所の受け入れ態勢に問題があるのは理解できるが，問題を整備して，受け入れ人数を10人から100人にすれば，それだけ効果も高い。

6 裁判所だけで実施するのも大変であり，弁護士会でもできることを考えながらやっていきたい。弁護士会でも，刑事事件で，軽微な万引きや交通事故で1回結審の事件を題材に，裁判所を見学しようという運動をしているので，協力してできないか。下関でも，大学と協力して，覚せい剤の自己使用の事件などの傍聴ができないか検討している。

7 「COURTやまぐち」に，「おひとりでの参加もできます」とあれば，敷居が高いイメージが変わるのではないかと。

また，「〇月はこういうテーマですよ」というように，月替わりでツアーの目玉企画を立てて宣伝してはどうか。「また参加しよう」というリピーターを増やせるのではないかと。

8 裁判所見学ツアーにおいて，当日適当な事件があれば，ツアーの参加者に傍聴してもらうこともよいのではないかと。

9 見学ツアーで，1時間半程度説明を受けてどれくらい理解が深まっているのか疑問もある。細かい手続を説明されるより，あなたも裁判官の法服を着て記念撮影ができる，というだけのショートコースがあってもいいのではないかと。

10 見学ツアーの内容には裁判官が行う説明がないようであるが，参加者が裁判官と話をし，「裁判官も人の子」という認識ができるような企画はどうか。高校に裁判官が行かれた企画はよかったと思う。

11 裁判員制度の実施に向けて見学ツアーを「まず裁判所に来てもらう」というコンセプトでやっていることはわかったが，理解が深まった国民もいれば，初心者もいるので，国民のニーズに合わせて見学ツアーのコースを複数用意してみてもどうか。例えば，話

題の裁判を解説する公開講座などを企画してみてもどうか。

- 1 2 裁判所がどこにあるかも知らないという人に来てもらうことにも意味があるが、具体的に裁判所がわかった人に対しては、次のステージが必要と思う。例えば、刑事裁判の大原則である「疑わしきは被告人の利益に」というのはどの程度の証拠があれば有罪なのか、という点に関心があるような人を対象とした企画も検討してみてもどうか。